

第14回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年11月16日（月） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 検 討

■ 条例素々案について

＝ 「前文」、「議会」、「行政」、「町民」について検討、協議を行った。

(1) 「前文」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ 前文については、前回までの意見を踏まえ、事務局に検討用資料を作成していただいた。それを基に検討していきたい。かなり盛りだくさんの内容となっているので、削除する部分や修正する部分があると思う。

（※ 細かな表現等について意見あり。）

今回の意見を踏まえ、事務局にさらに修正してもらい、次回も検討する。

(2) 「議会」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ 議会の部分の条文については、事務局に条文の整理をお願いした。今回は、修正した条文について検討したい。

<事務局>

＝ 前回の皆さんの意見を受け、「町民との連携」、「政策立案の強化」の条について、重複している部分は削除し、「議会運営」の条にまとめられる

ものは移動させている。

<委員長>

= 削除した部分も含めて、よくまとまっていると思うが。委員の皆さんの意見はどうか。

≫ まとまっていて、いいと思う。

≫ 分かりやすくなったと思う。

<委員長>

= 良いということであれば、これで決定したい。(=承認)

(3) 「行政」について

【主な意見】

<委員長>

= 行政についての条文は、「町長の責務」や「職員の責務」、また、「行政運営」に関する基本的な制度や仕組みなどが規定されている。

≫ 町長の「選挙公約」については、「町長の責務」のところに持ってきてはどうか。

≫ 町長には、まちの代表者としてのリーダーシップを発揮してもらいたいと思う。そういった関係についてはどうだろうか。

<委員長>

= 「町長の責務」の条の、第22条の第2項、第3項がリーダーシップの発揮の関係だと言える。「政治責任を果たす」ことや「全力を挙げてまちづくりを進める」ことなど。

≫ 政治責任を果たすことの意味が伝わりにくいのではないか。マニフェストとの関係性を明確にしたほうが、町民としては分かり易いのではないか。

≫ 町長の公約の検証と関係を持たせれば、分かりやすいのではないか。

<委員長>

= 公約の検証については、「マニフェスト」の条文部分で検討したが、「検証の方法を規定するには、難しい部分がある」という結論であったと思う。

≫ 町長自身の自己研鑽は必要ないのか。当然のこと過ぎるから盛り込まない

方がいいのか。

<委員長>

＝ 町長の責務としては、「自己研鑽による能力の向上」というよりは、むしろ、まちの代表者としての公約の達成やリーダーシップの発揮が重要だと思う。

≫ 執行機関とはどういったものか。

<委員長>

＝ 定義のとおり、町長や教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会などの行政委員会をいう。いわゆる行政のことを指す。

≫ 「町長の責務」の第 22 条第 2 項、第 4 項と第 24 条「職員政策」の意味と、その関係性はどういったものか。

<委員長>

＝ 第 22 条第 4 項は、職員個々の能力向上、つまり、職員の育成のことで、第 2 項は、組織内、組織間の連携や調整などの組織体制の整備のことを指している。

<事務局>

＝ 素々案としては、第 24 条は、「執行機関としての職員の自己研鑽機会の保障」などを別書きしている。町長の責務としての職員の育成、職員の責務としての能力向上、それと執行機関としての能力向上機会の保障という関係性になっている。

≫ 第 22 条の第 2 項と第 4 項を合わせてはどうか。

≫ 第 22 条と第 24 条が重複するような形になっていると思うがどうか。

<委員長>

＝ 「能力向上機会の保障」を町長の責務、職務の一つとして捉えるならば、あえて別書きする必要はないように思うが。

第 24 条は削除し、第 22 条の第 4 項を第 2 項にまとめる方法もある。

≫ 分かりやすくなると思う。

(=承認)

≫ 「職員の責務」として、職員同士の連携を図ることも必要だと思うがどう

か。

<委員長>

＝ 職員の責務というより、町長の責務としての組織体制の整備の部分に係るといえる。

≫ 職員の方には、普段から地域の活動に積極的に参加してもらっており、頼りになる存在だと思っている。条文として、例えば、「職員は地域の活動に積極的に参加すること」といったようなものを規定することはできないのか。

<委員長>

＝ 条例としてそこまで規定し、職員だけにそれを求めることは難しいと思う。職員も一町民として、まちづくりに積極的に参画するという位置付けになると思う。

≫ 「総合計画」について言えば、まちづくりの施策や事業というものは、総合計画に基づいて行われていると思うが、その総合計画の中身が、必ずしも町民が求めているものや現状に合っていない内容のものもあると思うが。

<事務局>

＝ おっしゃるとおり、町の施策、事業は総合計画に基づいて行われている。しかし、耐震補強事業など特に緊急性の高い事業等、必要な事業については、総合計画に盛り込んでいなくても、柔軟に対応、実施しており、総合計画中にないからといって「しない」というものではない。また、逆に総合計画中にあるものであっても、財政状況や事業の優先性等を勘案して実施できないものもある。

総合計画の見直しについては、基本構想が10年、基本計画が5年、実施計画が3年というスパンで行うようになっており、振興審議会の委員として町民の皆さんに参画していただき、一緒になって検討を行っている。

<委員長>

＝ 行政の部分については、次回も引き続き検討をしたい。

(4) 「町民」について

【 主な意見 】

<委員長>

「町民」については、「まちづくりに積極的に参画すること」や「町との協力、協働」などの基本的な姿勢、また、「情報を知る」、「参画する」などの権利が規定される。

- ≫ 定義には、事業者も町民として含めてあるが、個人としての町民と事業者を分けることができないか。同じ町民とすることに違和感がある。事業者に誇りを持たせる意味でも別にした方がいいと思うが。

<委員長>

= まちづくりにおいては、事業者も一町民として参画、協働する必要があることは、言うまでもないと思う。

個人である町民と事業者とを分けることについては、その必要性によるところだと思う。まちづくりにおいて果たす役割がそれぞれで違うのであれば分ける必要があるが、その必要性はあまりないように思う。

- ≫ 北栄町は敢えて分けており、鳥取市は分けていない。まちの規模により、事業者とまちとの関係の深さが違うと思うが、そういった理由から、鳥取市の条例には規定されていないのか。

<委員長>

= そうではない。鳥取市の場合も、素案の段階では、「事業者」という別立てをしていたが、検討の結果、町民としての位置付けとなった。

要は、「分ける必要があるかどうか」がポイントになると思う。

「町民」については、次回も引き続き検討を行っていきたい。

※ 次回は、次の事項について検討、協議を行う。

- ① 「前文」について
- ② 「行政」について
- ③ 「町民」について
- ④ 「住民投票」について
- ⑤ 「総則」について

4. 閉 会

以 上。